

【資産割】 税額（課税標準）の月割計算

1 課税標準の算定期間の月数が12か月に満たない場合の特例

半年決算の法人や事業年度の途中で法人を設立・解散した場合のように、課税標準の算定期間の月数が12か月に満たない場合の課税標準は、次の計算式により月割計算します。

なお、算定期間の月数は、暦に従って計算し、1か月に満たない端数が生じたときは、切り上げて1か月とします。

$$\text{資産割の課税標準} = \frac{\text{算定期間の末日における事業所床面積}}{12} \times \text{算定期間の月数}$$

2 課税標準の算定期間の途中で事業所等を新設・廃止した場合

課税標準の算定期間の途中で事業所等を新設したり、既存の事業所を廃止した場合の課税標準は、次の計算式により月割計算します。

なお、事業所等の新設・廃止とは、支店を新規に開設した場合や、店舗を閉鎖した場合です。

同一事業所内に建物を新築したり、一部取り壊した場合などは、事業所等の新設・廃止にあらず、月割計算は適用されません。（算定期間の末日の面積で税額計算します。）

(1) 事業所等を新設した場合

$$\text{資産割の課税標準} = \frac{\text{算定期間の末日における事業所床面積}}{12} \times \frac{\text{新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(2) 事業所等を廃止した場合

$$\text{資産割の課税標準} = \frac{\text{算定期間の初日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}} \times \frac{\text{廃止の日における事業所床面積}}{12}$$

(3) 事業所等を新設し、廃止した場合

$$\text{資産割の課税標準} = \frac{\text{算定期間の初日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}} \times \frac{\text{廃止の日における事業所床面積}}{12}$$

3 期間計算における注意点など

(1) 課税標準の算定期間

①法人：事業年度

※ 法人を新たに設立した場合の事業年度の初日は、設立の日からとなります。

法人を解散した場合の事業年度の末日は、解散の日までとなります。

②個人：毎年1月1日～12月31日

※年の途中で新たに事業を開始したり廃止した場合は次の通りです。

- ・年の途中で、新たに事業を開始した場合 開始の日～12月31日
- ・年の途中で、事業を廃止した場合 1月1日～廃止の日
- ・一年の間に事業を開始し、廃止した場合 開始の日～廃止の日

(2) 事業年度が月の途中から開始される場合の月の考え方

事業年度の初日を起算日として、その翌月の起算日に相当する日の前日までを第1月とし、第2月以降はそれぞれ1か月ずつスライドします。

例えば、2月20日が事業年度の初日の法人の場合は、次の通りです。

| 第1月 | 第2月 | 第3月 | 第4月 | 第5月 | 第6月 | 第7月 | 第8月 | 第9月 | 第10月 | 第11月 | 第12月 |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|---------------|
| 2/20～ 3/19 | 3/20～ 4/19 | 4/20～ 5/19 | 5/20～ 6/19 | 6/20～ 7/19 | 7/20～ 8/19 | 8/20～ 9/19 | 9/20～ 10/19 | 10/20～ 11/19 | 11/20～ 10/19 | 12/20～ 1/19 | 1/20～ 2/19 |

(3) 事業所等の新設の日・廃止の日

事業所等の新設の日・廃止の日は、営業開始日(オープンの日)・終了日ではなく、当該業務の準備期間等を含む、原則として賃貸借期間の開始日・終了日となります。

(4) 免税点の判定

免税点は、算定期間の末日の現況により判定します。

算定期間内に事業所等の面積に変動があった場合でも、あくまで算定期間の末日の現況により判定しますので、免税点の判定にあたっては月割計算の適用はありません。